

職業安定分科会雇用保険部会（第203回）

資料 4

令和7年1月16日

# 教育訓練受講のための新たな融資制度について

厚生労働省職業安定局雇用保険課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

### 4 教育訓練給付等について

#### （4）教育訓練受講のための新たな融資制度について

- 個々の労働者が生活費等への不安なく、学び直しのために教育訓練に取り組むことができるようになる必要性は、雇用保険の被保険者ではない者でも同様である。このため、令和7年度中に、これらの者が、自らが選択した教育訓練を受けるに当たって必要な費用について融資を受けられる制度を設けるべきである。
- 具体的には、雇用保険被保険者や受給資格者ではない者（雇用保険の適用がない雇用労働者や離職者、雇用保険の受給が終了した離職者、雇用されることを目指すフリーランス等など）であって、一定年数（3年）以上就業したことがあるものを対象に、自らが受ける教育訓練に関してその受講費用と訓練期間中の生活費用を対象に融資を行うものとするべきである。
- 多様な教育訓練を対象としつつ、制度の趣旨を踏まえた適切な利用が行われるよう、融資の対象となる教育訓練の範囲をあらかじめ設定するとともに、より教育訓練の効果を高めるためのインセンティブとして、訓練受講後に賃金が上昇した場合に一定額の返済を免除する措置を設けるべきである。
- また、この融資制度は、雇用保険被保険者ではない者を対象として、その就職を促進し、もってこれらの者の職業及び生活の安定に資するものとして、求職者支援制度に基づく事業（財源は、労使が拠出する保険料と国庫負担（原則1/2。当分の間は原則的な負担割合の55%））として実施すべきである。

# 名称、事業の位置付け、実施主体

雇用保険部会報告（令和6年1月10日）【再掲】

- また、この融資制度は、雇用保険被保険者ではない者を対象として、その就職を促進し、もってこれらの者の職業及び生活の安定に資するものとして、**求職者支援制度に基づく事業（財源は、労使が拠出する保険料と国庫負担（原則1／2。当分の間は原則的な負担割合の55%））として実施すべきである。**

## 対応方針（案）

- 事業名称は、リ・スキリング支援融資事業としてはどうか。
  - 現在実施している「求職者支援資金融資」に倣い、求職者支援制度に基づく事業（※）として実施することとし、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則」にリ・スキリング支援融資事業の債務保証と債務免除に要する費用負担を行うことを規定することとしてはどうか（その他制度の詳細は要領で定める）。
- ※ 雇用保険保険料(労使折半)、国庫負担(27.5%(本則50%))
- 「求職者支援資金融資」と同様、労働金庫法に規定する労働金庫が実施するものとしてはどうか。

【参照条文】職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号）  
（職業訓練受講手当の支給を受ける特定求職者に対する貸付けに係る保証を行う一般社団法人等への補助）

第十六条 第十条に規定するもののほか、職業訓練受講手当の支給を受ける特定求職者の認定職業訓練等の受講を容易にするための資金の貸付けに係る保証を行う一般社団法人又は一般財団法人に対して、当該保証に要する経費の一部補助を行うものとする。

# 融資対象者

雇用保険部会報告（令和6年1月10日）【再掲】

- 具体的には、雇用保険被保険者や受給資格者ではない者（雇用保険の適用がない雇用労働者や離職者、雇用保険の受給が終了した離職者、雇用されることを目指すフリーランス等など）であって、一定年数（3年）以上就業したことがあるものを対象に、自らが受ける教育訓練に関してその受講費用と訓練期間中の生活費用を対象に融資を行うものとすべきである。

## 対応方針（案）

- 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第2条に規定する特定求職者であって、過去に通算して3年以上就業したことがある者を対象としてはどうか。
- 3年以上の就業については、給与明細、源泉徴収票、雇用保険被保険者資格届出確認照会回答書等により確認することとしてはどうか。
- 融資に当たっては、労働金庫が実施する他の融資と同様、一定の年齢制限を設けることとしてはどうか。

【参照条文】 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）  
（定義）

第二条 この法律において「特定求職者」とは、公共職業安定所に就職の申込みをしている者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者である者を除く。）のうち、労働の意思及び能力を有しているものであって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めたものをいう。

## 雇用保険部会報告（令和6年1月10日）【再掲】

- 具体的には、雇用保険被保険者や受給資格者ではない者（雇用保険の適用がない雇用労働者や離職者、雇用保険の受給が終了した離職者、雇用されることを目指すフリーランス等など）であって、一定年数（3年）以上就業したことがあるものを対象に、自らが受ける教育訓練に関してその受講費用と訓練期間中の生活費用を対象に融資を行うものとすべきである。

## 対応方針（案）

- 教育訓練費用は、入学金・授業料のほか教育関連資金（教科書、学用品、実験実習費、受験費用（受験料、旅費・宿泊費等））を含むものとし、貸付上限は年間120万円としてはどうか。
- 生活費用の貸付額は、月額10万円で3か月毎の振込みとしてはどうか（貸付上限は年間120万円）。
- 原則、教育訓練費用と生活費用の融資は一体であるが、申請者の希望により教育訓練費用のみも可能とするとともに、教育訓練費用が原則無料である公共職業訓練等の受講者は、生活費用のみとしてはどうか。
- 融資限度額は最大2年間分とするが、年収200万円未満の者や離職者は最大1年間分としてはどうか。
- 貸付条件は以下のとおりとしてはどうか。
  - ✓ 貸付利率 : 年2.0%（信用保証料0.5%を含む。）
  - ✓ 担保・保証人 : 不要
  - ✓ 返済期間 : 教育訓練修了後から1年間（据置期間）経過後、10年間以内
  - ✓ 返済方法 : 元利均等方式（据置期間中は利用残高に応じた利息支払いのみ）

雇用保険部会報告（令和6年1月10日）【再掲】

- 多様な教育訓練を対象としつつ、制度の趣旨を踏まえた適切な利用が行われるよう、融資の対象となる教育訓練の範囲をあらかじめ設定するとともに、より教育訓練の効果を高めるためのインセンティブとして、訓練受講後に賃金が上昇した場合に一定額の返済を免除する措置を設けるべきである。

## 対応方針（案）

- 次に掲げるものであって、教育訓練期間が1か月以上のものとしてはどうか。
  - ✓ 学校教育法に基づく大学、大学院、短大、高専、専修学校又は各種学校が提供する教育訓練
  - ✓ 教育訓練給付金の講座指定を受けている法人が提供する教育訓練
  - ✓ 求職者支援訓練又は公共職業訓練

# インセンティブ措置

雇用保険部会報告（令和6年1月10日）【再掲】

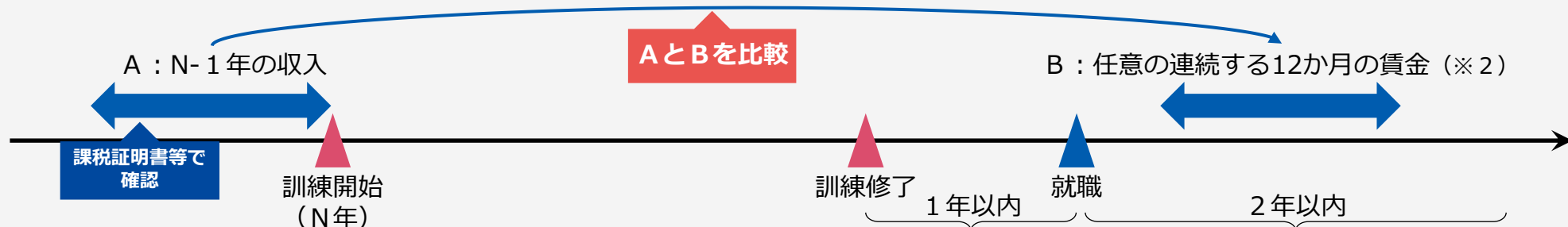
- 多様な教育訓練を対象としつつ、制度の趣旨を踏まえた適切な利用が行われるよう、融資の対象となる教育訓練の範囲をあらかじめ設定するとともに、より教育訓練の効果を高めるためのインセンティブとして、訓練受講後に賃金が上昇した場合に一定額の返済を免除する措置を設けるべきである。

## 対応方針（案）

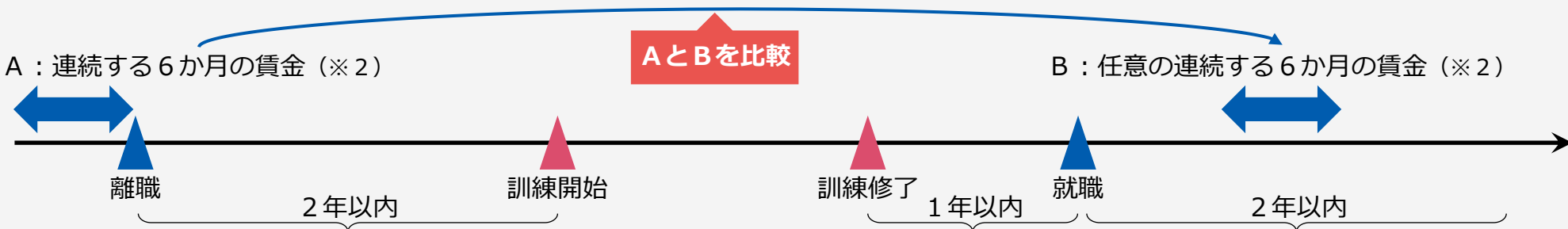
- インセンティブ措置の対象となる教育訓練は、融資対象となる教育訓練よりも限定し、教育訓練給付金の指定講座、求職者支援訓練又は公共職業訓練としてはどうか。
- 教育訓練修了後、安定した雇用（雇用保険被保険者として1年以上の雇用継続）につながった場合であって、教育訓練修了前と修了後の賃金を比較し、5%以上賃金（収入）が上昇したときに、残債務の一部の返済を免除する。具体的には、①賃金が5%上昇：残債務の30%（上限額は100万円）を免除、②賃金が10%上昇：残債務の50%（上限額は150万円）を免除としてはどうか。
- インセンティブ措置については、高所得者に対し所得制限を設けている他の給付制度等を参考に、世帯年収要件（1,000万円）を課すこととしてはどうか。

# インセンティブ措置：賃金上昇の確認方法

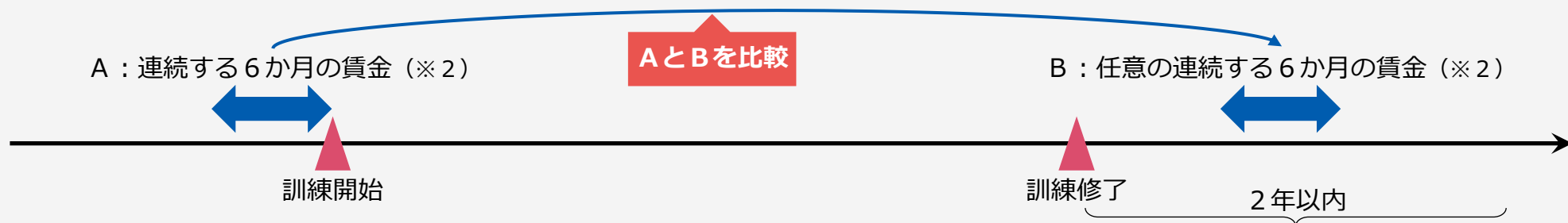
## 1. フリーランス等が雇用保険被保険者（※1）となった場合



## 2. 離職者が雇用保険被保険者（※1）となった場合



## 3. 在職者が雇用保険被保険者（※1）となった場合



※1 雇用保険被保険者として1年以上の雇用継続実績がある者に限る。

※2 事業主証明により確認。臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。



## (参考) 求職者支援制度上の給付金・融資制度の比較

		【新設】リ・スキリング支援融資	求職者支援資金融資 (求職者支援法施行規則第16条)	職業訓練受講給付金 (求職者支援法第7条)
受給要件	対象者	以下の要件を満たす者 (= 特定求職者) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワークに求職の申し込みをしていること</li> <li>・雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと</li> <li>・労働の意思と能力があること</li> <li>・訓練受講が必要とハローワークが認めたこと</li> </ul>		
	収入要件	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人収入が月8万円以下</li> <li>・世帯全体の収入が月30万円以下</li> </ul>	
	年齢要件	あり	あり	なし
	併用	求職者支援資金融資・職業訓練受講給付金との併用不可	職業訓練受講給付金と併用可	求職者支援資金融資と併用可
融資(給付)金額		月額10万円 授業料相当額：年間上限120万円	同居配偶者等がいる者： 月額10万円 単身者：月額5万円	職業訓練受講手当：月額10万円 通所手当：月額上限42,500円 寄宿手当：月額10,700円
融資(給付)対象教育訓練		以下の教育訓練であって、教育訓練期間が1か月以上のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学、高専等が提供する訓練</li> <li>・教育訓練給付金の講座指定を受けている法人が提供する訓練</li> <li>・求職者支援訓練又は公共職業訓練</li> </ul>	求職者支援訓練又は公共職業訓練	
インセンティブ措置		貸金上昇で債務の最大50%免除 (世帯年収要件設定)	なし	-
事業の財源		雇用保険保険料(労使折半)、国庫負担(27.5%(本則50%))		

# (参考) 事業の全体像 (案)

